

島本町立小学校等（(四小・一小、二保・一幼、四保) 親子等方式）  
給食調理等業務（令和８年度～令和１１年度）プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、本町が実施する「島本町立小学校等（(四小・一小、二保・一幼、四保) 親子等方式）給食調理等業務（令和８年度～令和１１年度）」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本町の小学校等給食調理等業務の民間委託に係る実行力、見識、意欲、専門性等について能力を評価し、適切かつ誠実に本業務を遂行できる受注者を選定することを目的とする。

2 業務概要

業務名：島本町立小学校等（(四小・一小、二保・一幼、四保) 親子等方式）給食調理等業務（令和８年度～令和１１年度）

業務内容：別紙「仕様書（四小・一小、二保・一幼親子方式）」及び「仕様書（二保（一幼含む）・四保給食調理業務）」のとおり

3 契約期間及び委託期間等

契約予定日：令和８年８月５日（水）

契約期間：契約締結日から令和１２年３月３１日まで

履行期間：令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（必要に応じて、履行期間前に履行準備行為を実施するものとする。）

4 提案上限額

本業務にかかる費用の上限額は、金３５０，５８０，０００円とする（消費税及び地方消費税を含む）。なお、提案の内容に関わらず、この額を超える提案は受け付けない。

5 事業者の選定

本業務は、公募型プロポーザル方式により決定する。

6 参加条件

本業務に係るプロポーザル参加者に必要とされる参加条件は次のとおりとする。

- (1) 令和８・９・１０年度の島本町競争入札参加資格者（物品役務）であること。ただし、未登録者は「７ 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。契約を締結する能力を有しない者とは次の者をいう。
  - ア 成年被後見人
  - イ 被保佐人
  - ウ 被補助人（ただし、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）

- エ 未成年者で営業の許可を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過していない者でないこと。
- (4) 過去5年以内に本町又は他の地方公共団体において、本業務と同等の業務委託の実績があること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者又は島本町暴力団排除条例（平成26年条例第8号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

7 入札参加資格を有さない者の参加

参加資格の確認書類として、次の「提出書類一覧」に記載の書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧（物品製造・役務の提供等）	
1	プロポーザル参加資格審査申請書（本町指定様式）
2	委任状（受任者を設ける場合）（本町指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可）
3	実績調書（本町指定様式、項目要件を満たすものであれば外でも可）
4	登録証明書等（写し可）（営業に関し法律上必要となる登録証明書等）
5	営業所一覧表（本町指定様式、項目要件を満たすものであれば外でも可）
6	技術者名簿（本町指定様式、項目要件を満たすものであれば外でも可）
7	身分証明書等（写し可）※申請日前3か月以内のもの
	法人 「履歴事項証明書」（旧：商業登記簿謄本） 個人 「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」
8	納税証明書（写し可）※申請日前3か月以内のもの 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その3」又は「その3の3」 個人：納税証明書「その3」又は「その3の2」
	町税に関する納税状況調査同意書（※町内業者のみ）（本町指定様式）
9	印鑑証明書（写し可）※申請日前3か月以内のもの
10	財務諸表（写し可）：貸借対照表、損益計算書及び
	〔法人の場合〕 株主資本等変動計算書等 〔個人の場合〕 収支内訳書、営業用純資本額
11	登録カード（物品製造・役務の提供等）（本町指定様式）
12	その他 ① I S O 認証機関発行の登録証の写し（取得業者のみ提出してください。）
	② 障害者雇用状況報告書（1の申請書中「障害者雇用状況」欄に記入している人数等を確認できるもの）
13	

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記入すること。

※注意事項等は「島本町指名競争入札参加資格者名簿に登録がない場合に参加表明書に添付すべき書類について」を参照のこと。

## 8 スケジュール

項目	日程
公示・募集要領の配布開始	令和8年5月29日(金)
参加表明書等の提出期限	令和8年6月11日(木) 17時
質問書の提出期限	令和8年6月11日(木) 17時
質問書回答日	令和8年6月19日(金) までに回答
企画提案書等の提出期間	令和8年6月22日(月) から 令和8年7月3日(金) 17時まで
プレゼンテーション審査	令和8年7月14日(火)
選考結果の通知	令和8年7月23日(木) 予定
契約締結	令和8年8月5日(水) 予定
業務開始	令和9年4月1日(月)

## 9 プロポーザルへの参加表明

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、プロポーザル参加表明書(様式1)及び誓約書(様式2)を提出すること。

なお、入札参加資格を有さない者は、「7 入札参加資格を有さない者の参加」に示した提出書類を添えること。

- (1) 提出期限 令和8年5月29日(金) から令和8年6月11日(木) 17時まで
- (2) 提出方法 郵送(書留のみ) 提出期限必着  
※必ず教育総務課に電話し、到着確認を行うこと。発送の際の事故等については事業者のリスク負担とする。  
※参加表明後に辞退される場合は、島本町長宛てに辞退届(任意様式)を企画提案書の提出期限までに提出すること。

## 10 質問受付

- (1) 提出期限 令和8年5月29日(金) から令和8年6月11日(木) 17時まで
- (2) 質問方法 質問書(様式3)を作成の上、専用フォームでの提出のみとする(来庁による窓口対応、電話その他の方法による質問への対応は行わない)。  
質問書提出フォームURL: <https://logoform.jp/form/8bKw/1584990>
- (3) 回答方法 令和8年6月19日(金) までに、全参加表明事業者プロポーザルに関する質問回答書を本町からEメールで送付

## 11 参加資格確認通知

当該業務に係る参加の書類を提出した事業者に対して、令和8年6月19日(金)ま

で、参加申込書に記載された連絡先に、次に掲げる事項を記載した「プロポーザル参加資格審査結果通知書」を E メールで通知する。

- (1) 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- (2) 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨及びその理由

## 1.2 企画提案書の提出

参加表明を行った事業者は、別紙「島本町立小学校等（(四小・一小、二保・一幼、四保)親子等方式)給食調理等業務（令和8年度～令和11年度）」に係るプロポーザル審査基準表」に記載の審査項目に沿って企画提案書を作成し、提出すること。

- (1) 提出期限 **令和8年6月22日（月）から令和8年7月3日（金）17時まで**
- (2) 提出方法 郵送（書留のみ） 提出期限必着  
※必ず教育総務課に電話し、到着確認を行うこと。発送の際の事故等については事業者のリスク負担とする。
- (3) 提出書類 下記のとおり（様式指定があるものは、各様式に基づき作成）

### 【提出書類】

- ① 企画提案申請書（様式4）
  - ② 企画提案書（任意様式）
  - ③ 業務実績報告書（様式5）
  - ④ 本業務の実施体制について（様式6）
  - ⑤ 本業務の総括責任者及び担当予定者の主要業務実績、経歴、資格等（様式7）
  - ⑥ 実施スケジュール（任意様式）
  - ⑦ 見積書（任意様式）
  - ⑧ 会社概要（任意様式、パンフレットでも可）
  - ⑨ その他参考となる資料
- (4) 注意事項
    - ・上記の提出書類（①～⑨）を番号順にA4判ファイルに綴じ、インデックス（①～⑨を記載）を付けること。
    - ・ファイルの表紙と背表紙には、件名「島本町立小学校等（(四小・一小、二保・一幼、四保)親子等方式)給食調理等業務（令和8年度～令和11年度）・企画提案書」及び事業者名を記載すること。
    - ・企画提案書の表紙には、件名、提案年月、事業者名のほか、担当者の所属氏名、連絡先住所、電話番号、Eメールアドレスを記載しておくこと。
  - (5) 提出部数  
正本1部と副本10部（計11部） ※副本は複写可（カラー部分はカラーにて複写のこと）及び電子データ（CD-R又はDVD-R）

### 1.3 事業者プレゼンテーション

プロポーザルの審査に当たり、各事業者からのプレゼンテーションを行う。

#### (1) 実施日時 令和8年7月14日(火)

プレゼンテーションの詳細な時間及び場所については、プロポーザル参加事業者が確定後、別途連絡する。

#### (2) 参加者

人数は3名までとし、契約を履行する際に「総括責任者」となる者又は「主担当者」となる者が必ず出席すること。

#### (3) プレゼンテーション

- ・1者当たり、説明時間は15分以内、提出書類のみを使用して説明すること。
- ・本町からの質疑は10分程度とする。
- ・プロジェクタ及びスクリーンは本町が手配する。

### 1.4 プロポーザルの選定

本町審査会において、選定基準に基づき審査し、最も評価点の高い者を契約候補者とし、次に評価点が高い者を次点者とする。評価点が同点であった場合は、審査基準表に示すうち、「提案内容」の評価点が高い者を契約候補者としてすることとし、その評価点も同点であった場合には、抽選により契約候補者を決定する。なお、抽選については審査会の会長が代理抽選を行うものとする。また、提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評価点が5割以上であれば契約候補者とする。

### 1.5 選考結果発表

審査終了後、参加全事業者に、郵送にて結果通知する。

### 1.6 評価基準

別紙「島本町立小学校等（(四小・一小、二保・一幼、四保)親子等方式）給食調理等業務（令和8年度～令和11年度）」に係るプロポーザル審査基準表のとおりとする。

### 1.7 失格又は無効事由

次に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案上限額を超えるもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- (4) 本業務に関して、事務局職員又はプロポーザル審査員に直接、間接を問わず不正な要求又は接触を求めたもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- (6) 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行ったもの。

(7) 参加要件を欠くことになったもの。

#### 18 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案に関する書類は返却しない。
- (3) プロポーザルに当たり提出された書類及びその内容は、提案事業者に無断で審査等以外の目的に使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合には、「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となるものとする。

#### 19 本業務に係る問合せ・提出先

島本町教育委員会事務局 教育こども部 教育総務課（担当：浜田・永井・北原）  
（島本町役場1階）  
〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号  
電話：075-962-0390（直通）